



**JASDAQ**

各位

平成18年6月12日

会社名 株式会社ニレコ  
(コード番号 6863 JASDAQ)

代表者名 代表取締役社長 山田秀丸

問合せ先 取締役執行役員管理部門担当 金子晃  
電話 042(642)3111

## 「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部修正について

当社は、本日開催の取締役会において、平成18年5月26日に公表しました「定款の一部変更に関するお知らせ」の内容について一部修正することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 修正の趣旨

平成18年6月28日開催予定の当社第80回定時株主総会に付議する定款変更案において、取締役及び監査役の責任を軽減できる旨の規定並びに社外監査役及び会計監査人との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を新設することとしていましたが、慎重に検討を重ねた結果、これらを削除あるいは一部修正することとしたものです。

#### 2. 修正の内容

次頁を参照願います。

(下線は今回の修正部分)

前回変更案	今回修正案
<p><u>第29条(取締役の責任免除)</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>第37条(監査役の責任免除)</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> 2. 当社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、<u>1,000万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p><u>第38条(会計監査人の責任免除)</u> <u>当社は会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、<u>1,000万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></u></p>	<p>(第29条削除) ※以下の条文を1条ずつ繰り上げる。</p> <p>(第37条第1項削除)</p> <p><u>第36条(社外監査役の責任免除)</u> 当社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>(第38条削除) ※以下の条文を2条ずつ繰り上げる。</p>

以 上